



# 2月からスタート

## 老人保健制度

▶明徳学園生



今年二月からスタートした老人保健制度は、壮年期からの総合的な保健対策を推進し、国民が健康な老後を迎えられるようにするとともに、老人の医療費を国民が公平に負担することを、主なねらいとしています。

そこで「老人保健制度」の主な内容をまとめてみました。

### 医療の対象

老人保健の医療は、七十歳以上の加入者及び六十五歳以上七十歳未満で寝たきりなどの状態にある医療保険の加入者が対象となります。

ただし、六十五歳以上七十歳未満の人については、あらかじめ寝たきりなどの状態にあるという町長の認定を受けなければなりません。

### 医療の給付

老人保健の医療は、健康保険や国民健康保険を取り扱っている病院・診療所・薬局で受けることができます。

このほか、国鉄病院や通信病院のように保険医療機関や療養取扱機関でない所についても、それらの病院で医療を受けてこられた方は、引き続き医療が受けられます。

医療を受けるには



健康手帳の交付を受け



保険を取り扱っている病院・診療所へ



窓口へ健康手帳と保険証を

## 町長日誌

\*12月

- 1日(水) 全国町村長大会、全国簡易水道協会総会、道路整備推進大会(東京)在勤
- 3日(金) 庁内会、組合立日光小学校協議(溝口)
- 4日(土) 広島出張
- 6日(月) 同和对策事業入札、中電交通安全防犯協力会
- 7日(火) 西部町村長会(米子)
- 8日(水) 西伯町役場竣工式、町職員互助会
- 9日(木) 半の上集会所竣工式
- 10日(金) 森林組合役員会
- 11日(土) 御机大根生産組合総会
- 12日(日) 大平原スキーリフト竣工式、町小・中PTA連絡協議会役員来庁
- 13日(月) 定例町議会(本会議)
- 14日(火) 江府町農協米沢支所竣工式、議会特別委員会
- 15日(水) 農業委員会
- 16日(木) 定例町議会(本会議)
- 17日(金) 議会特別委員会
- 18日(土) 中国横断道町対策会議
- 20日(月) 大河原・江尾大区役員来庁
- 21日(火)
- 22日(水)

### 健康手帳の交付

今までの

老人医療費  
受給者証の  
代わりに健  
康手帳が交  
付されます。

これは医療  
の受給資格  
を証明し、

医療と日常の健康管理に役立  
せるために、健康診査などの結  
果を記録するものです。医療を  
受ける場合には、病院・診療所  
の窓口で、この健康手帳と保険  
証を示して下さい。

### 費用の一部負担

お年寄りに健康への自覚と適



▲1月31日までにお配りした  
江府町健康手帳

医療を受ける際にお年寄りにも  
無理のない範囲で次のように一  
部負担金を支払っていただくこ  
とになりました。

#### ▽通院の場合

その月の最初の診療日に四〇  
〇円の一部負担金を医療機関に  
支払うこととなります。

総合病院の場合は、各診療科  
を一つの医療機関としてみなし  
ますから、原則として各診療科  
ごとに支払うこととなります。

#### ▽入院の場合

一日三〇〇円です。ただし、  
同じ病院または診療所に継続し  
て二か月（健保・船保・日雇・  
共済の被保険者本人の場合は五  
十日）を超えて入院したときは、  
その後の一部負担金は支払う必  
要はありません。



▶検診を受けて、  
早期発見に努めましょう

### 保健サービス

#### 健康管理が大切

老人保健法は、老人の医療  
だけでなく、壮年から健康管理  
に努めていただくため、40  
歳以上の方を対象に健康づくり  
や成人病の予防からリハビリ  
テーションまでの一貫した  
保健サービスを提供すること  
を目的としています。そこで  
町では中心になって次の事業  
を行います。

#### 健康教育

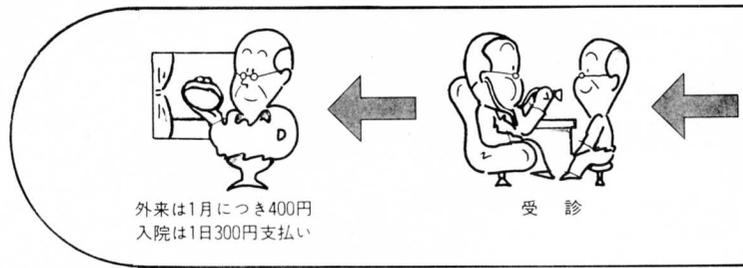
健康についての自覚を高め  
正しい知識を広めるため、保  
健学級などによって健康教育  
を行います。

#### 健康相談

心身の健康に関し、個別に  
いろいろ相談に応じて必要な  
指導・助言を行います。

#### 健康診査

循環器とガンを中心に、年  
1回の健康診査を行います。



外来は1月につき400円  
入院は1日300円支払い

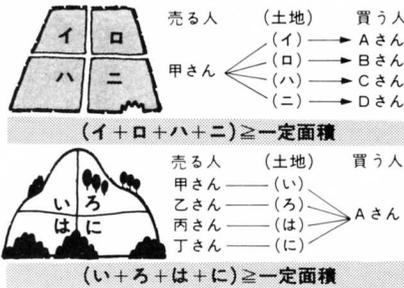
23日(木)	自然保護及び保全整備 促進中央協議会(東京)
24日(金)	新道集会所竣工式、県 政に対する要請会(米子)
25日(土)	西部町村長会(米子)
26日(日)	町管理職会
27日(月)	武庫集会所竣工式、奥 大山スキー場開き
28日(火)	江尾貨物事務所竣工式 ご用納め式
*1月	
2日(日)	正月マラソン大会
3日(月)	久連行政座談会
4日(火)	ご用納め
5日(水)	在勤
6日(木)	町消防出初め式
7日(金)	在勤
8日(土)	神奈川通勤会
10日(月)	商工会経済懇談会
11日(火)	西部町村長会(米子)
12日(水)	宮ノ前地区玉椿会館竣工式
13日(木)	中電岡村取締役来庁
14日(金)	西成行政座談会
15日(土)	成人式及び高齢者顕彰式
16日(日)	町消防第一分団年始会
17日(月)	農協婦人部及び家の光 大会、母子会研修会
18日(火)	新年度事業要望(鳥 取)
18日(火)	森林組合合併推進協議

次ページへ続く

# 土地取引の届出制

## 一団の土地取引

個々の取引面積は小さくても、合計していくと一定面積以上となる図のような一団の土地取引は個々の取引それぞれについて届出が必要です。



- 売買
- 共有持分の譲渡
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 交換
- 予約完結権、買戻権等の譲渡
- 地上権、賃借権の設定、譲渡

## 3届出をしないと

• 法律で罰せられます。  
 届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられることがあります。  
 • 税法上の特典が受けられなくなることがあります。

(1)届出をしないで土地を譲渡すると、特定住宅地造成事業等のために土地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の適用が受けられなくなることがあります。

(2)届出をしないで造成宅地などを譲渡すると、法人等の土地譲渡益重課の適用除外措置が受けられなくなることがあります。

6週間以内

### 都道府県 価格と利用目的の審査



OK

NO  
 価格は、公示価格や標準価格などと比較しながら高すぎるものではないかどうか検討します。土地の取引では、公示価格や標準価格を参考にして下さい。利用目的は、用途地域などの計画のほか、道路等の整備状況、周辺の自然環境の状況などから、不都合はないかどうかを検討します。

### 勧告しない旨の通知



勧告に従ったかどうかの報告を求めます。

### 勧告



勧告には、中止勧告のほか、利用目的や価格の変更勧告があります。変更勧告の場合には、これに従えば契約を結ぶこともできます。

### 契約



勧告に従う

勧告に従わない

### 公表



## 町職員の異動

町では、このほど次のとおり人事異動を行いました。  
 ( )内は、旧任

一月一日付  
 ・課長級

町民課長(企画課長)  
 藤原 要

建設課長(建設課参事)  
 山中 啓

企画課長心得(農林課長補佐)  
 藤原 昭仁

30日(日)	1月5日(金)	2月24日(月)	23日(日)	22日(土)	21日(金)	20日(木)	19日(水)
町婦人大会	編成査定	昭和五十八年度予算	奥大山スキー場	町奥大山スキー大会	衛生施設組合し尿処理増設施設竣工式	臨時町議会	農業振興懇談会、武庫大区役員及び貝田PTA役員来庁
					長行政懇談会(米子)	南大山大根生産組合連絡協議会総会、西部町村長及び協議会	農業振興懇談会、武庫大区役員及び貝田PTA役員来庁

# 土地取引のまえに……

## ——国土利用計画法による

### 1 国土利用計画法のねらい

37万km<sup>2</sup>の日本の国土は、生活と生産を通ずる活動の基盤として私達が祖先から受けつぎ、後代に伝えてゆかなければならない大切な資源です。私達は、狭いながらも豊かな自然に恵まれたこの国土を大切に、有効に利用していかねばなりません。昭和47、48年頃に問題となったように、土地の買占めや地価の暴騰で、国土利用を混乱におとし入れるといった事態

は、二度とおこしてはなりません。国土利用計画法は、このために制定された法律です。この法律は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため、土地取引について届出制を設けています。江府町地内の土地10,000m<sup>2</sup>以上の土地の取引をしようとするときは、この法律により、あらかじめ知事に届け出なければなりません。

### 2 届出の必要な土地取引

江府町地内の土地10,000m<sup>2</sup>以上の土地について右記の取引をする場合には事前に届出が必要です。

## 届出は契約の6週間前までに

### 4 届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を書いた知事あての届出書を、契約を結ぶ6週間前までに町役場に届け出て下さい。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査し、不適正と認めるときは、取引の中止又は変更を勧告することがあります。

それ以外の場合には、届出日から6週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができます。



届出

届出は当事者が連名で行います。なお、用紙は町役場企画課にあります。

- ・課長補佐級
  - 農林課長補佐心得（保健課衛生係長） 河上 英明
  - 建設課長補佐心得（財政課課税係長） 高山伊磋雄
  - 保育園長心得（保育園長補佐） 藤原 敏江
- ・係長級
  - 財政課課税係長（財政課財政係主任） 竹内 敏朗
  - 保健課衛生係長（町民課福祉主任） 清水 孝司
  - 農林課農林係長（農林課農林係主任） 篠田 勇夫
- ・主事
  - 財政課財政係（総務課行政係兼管財係） 岡田 雄成
  - 町民課福祉係（建設課建設係） 森田 哲也
  - 総務課行政係兼管財係（同和对策室同和对策係） 矢下 慎一
- 鳥取県へ派遣（一月一日付）
  - 水下 隆義
- 退職（十二月三十一日付）
  - 町民課長 田中 金明
  - 保育園長 船越 照明

# 12月定例町議会

## 23議案を議決・承認

十二月定例町議会は、十二月十六日から六日間の会期で開かれ、昭和五十六年度の各会計決算をはじめ、町長提出の二十三議案を審議、提出案件をいずれも原案とおり可決承認しました。

### 条例の一部改正

公営住宅法の一部改正に伴い、第二種町営住宅の入居基準の引上げの一部改正であります。

### 町営災害遺児手当支給条例の一部改正

障害に関する用語の整理に関する法律に基づき、障害に関する用語のうち、不適当なものを改めることにより、住民の理解を深め、もつと障害者の福祉向上に資するための一部改正であります。

### 白住運動公園総合運動場照明施設設置工事請負契約の締結

町民総合グラウンドに照明施設設置工事を指名競争入札により、広島市、株式会社奥村組（広島支店）と契約承認  
契約金額 四、七〇〇万円

### 索道事業会計がスタート

大平原スキーリフトが完成し、今シーズンから地方公営企業法による財務規定の一部を適用して、事業運営を行いたく、予算を編成したものです。

### 索道運営事業会計

収益的支出金  
一千六百七十万円  
内 訳

営業費用 一千六百三十二万円  
営業外費用 十四万九千円  
予 備 費 三十三万一千円  
これの財源として  
収益的収入金  
一千六百七十万円

営業収益 一千六百六十八万円  
営業外収益 二万円

### 過疎地域振興計画の変更

昭和五十五年八月策定した過疎地域振興計画を新規事業の実施により、計画本文を変更するものです。

### 財産の処分

県農業開発公社へ、農地保有合理化促進事業により、農用地として利用するため売却をしようとするもの。  
町有地 七九、九二二平方メートル

### 一般会計補正予算（第五号）

既定の予算額から二千八百二十五万一千円減額補正し、予算総額を二十七億一千三万四千円とするものであります。

主な補正の内容は、農村基盤整備事業、山村振興対策事業、電源交付金事業を減額し、町道改良事業、災害復旧事業等の補

正をしたものです。  
簡易水道事業特別会計補正予算（第三号）

既定の予算額から五百七十二万六千円を減額補正し、予算総額を四千四十七万七千円とするものであります。

補正の内容は、助沢地区飲料水供給施設新設工事に伴う入札及び精算設計による減額であります。

### 索道事業特別会計補正予算（第二号）

既定の予算額に二千八百三十五千円を追加し、予算総額を一億六千五百六十七千円とするものであります。

補正の内容は、ゲレンデ整備用圧雪車の導入費の補正をしたものであります。

### 国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

既定の予算額に六百六十二万円を追加し、予算総額を二億一千四百八十万六千円とするものであります。

主な補正の内容は、高額療養者の増加により療養給付費の追加補正としたものです。

### 一般会計決算

#### 歳入

三三億一、六七〇万二、三七六円  
歳出  
三三億七、四〇四万六、九〇三円  
差引残額四、二六五万五、四七三円

この残額を翌年度に繰越し  
（各会計決算状況は、次号に掲載）

昭和五十七年十九号台風により災害を受けた農林水産業施設災害復旧事業分担金徴収条例の制定

昭和五十七年九月二十五日に発生した十九号台風により被害を受けた農地六件、水路二件、査定額五百六十八万四千円の復旧事業について、本年度の施行となるので、これに要する経費に充てるため受益者分担金徴収条例を制定するものです。

### 昭和三十七年七月障害に関する用語の整理に関する法律が公布施行されたに伴い、本条例中に用いられている障害に対する不適当用語を改めて障害者に対する住民の理解を深め、障害者の福祉向上に資するための条例改正であります。

### 昭和三十七年七月障害に関する用語の整理に関する法律が公布施行されたに伴い、本条例中に用いられている障害に対する不適当用語を改めて障害者に対する住民の理解を深め、障害者の福祉向上に資するための条例改正であります。

昭和三十七年七月障害に関する用語の整理に関する法律が公布施行されたに伴い、本条例中に用いられている障害に対する不適当用語を改めて障害者に対する住民の理解を深め、障害者の福祉向上に資するための条例改正であります。

### 町営住宅設置及び管理に関する

### 索道運営事業会計に地方公営企業法の一部を適用する日を定める条例の制定

大平原スキーリフトの完成に伴い、この事業会計を昭和五十七年十二月一日から地方公営企業法による財務規定の一部を適用するための条例制定であります。

議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正

### 昭和三十七年七月障害に関する用語の整理に関する法律が公布施行されたに伴い、本条例中に用いられている障害に対する不適当用語を改めて障害者に対する住民の理解を深め、障害者の福祉向上に資するための条例改正であります。

### 昭和三十七年七月障害に関する用語の整理に関する法律が公布施行されたに伴い、本条例中に用いられている障害に対する不適当用語を改めて障害者に対する住民の理解を深め、障害者の福祉向上に資するための条例改正であります。

昭和三十七年七月障害に関する用語の整理に関する法律が公布施行されたに伴い、本条例中に用いられている障害に対する不適当用語を改めて障害者に対する住民の理解を深め、障害者の福祉向上に資するための条例改正であります。

### 町営住宅設置及び管理に関する



— 2月16日から3月15日 —

# 正しい申告でお早めに

確定申告の受付が始まっています。

昭和五十七年の所得税(町民税を含む)の確定申告は、二月十六日から三月十五日までです。町でも申告相談を下表のとおり設けていますので、ご利用ください。

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納付する申告納税制度をとっております。そして確定申告は、いわばあなたの昨年一年間の総決算に当たります。

所得税の確定申告をしなければならぬ人は、次のような方々です。

- ① 事業をしている人や不動産収入のある人、土地を売った人などで、昨年中の所得の合計額が配偶者控除、扶養控除などの所得控除をこえる人。
- ② サラリーマンで給与の年収が一千万円をこえる人や、給与以外の所得が二十万円をこえる人。

サラリーマンの場合は、確定申告の必要はありません。

しかし、確定申告をしなくてもよいサラリーマンの方でも、次のような場合は確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻ってきます。

- ① 住宅を新築したり、新築の住宅を購入したとき

② 入院などで多額の医療費を支払ったとき

③ 災害や盗難にあったときなどです。

これらの税金の還付金を受けるための申告は、二月十六日前でも受け付けています。

前年に確定申告をした人は、税務署から送られた申告書用紙で申告してください。

ことし新たに申告をする人は税務署に用意されている申告書用紙をお使いください。

税額の計算の仕方、申告書の書き方などわからない点がありましたら、お気軽に税務署または、町役場課税係におたずねください。

米子税務署(電話)六五九四三  
役場課税係(電話)五二三

## 申告に必要な書類

相談にこられる方は、次のものを持参してください。

- ・ 所得税申告用紙(税務署から送付のあったもの)
- ・ 印かん
- ・ 給与所得等の源泉徴収票
- ・ 生命保険料、損害保険料の支払証明書
- ・ 雑損、医療費等の諸控除及び配当控除、あらたに住宅取得控除を受けられる方は、申告に必要な関係書類

## 申告相談日程

会場 町役場二階会議室

月 日	受付時間 (午前)	対 象 部 落	受付時間 (午後)	対 象 部 落
2月24日(木)	営 庶 業	山 林 譲 渡	(終日)	
25日(金)	8:30~11:00	大河原	13:00~16:00	宮市、宮市原
28日(月)	8:30~11:00	助沢、下蚊屋	13:00~16:00	小原、美用
3月1日(火)	10:00~11:00	宮ノ前、半ノ上	13:00~16:00	洲崎、一旦
2日(水)	8:30~11:00	御机、笠良原	13:00~16:00	下安井、武庫
3日(木)	8:30~11:00	栗尾、杉谷	13:00~16:00	貝田
4日(金)	8:30~11:00	池ノ内	13:00~16:00	荒田、新道
7日(月)	8:30~11:00	尾上原、日ノ詰、深山口	13:00~16:00	柿原、久連
8日(火)	8:30~11:00	佐川、本2	13:00~16:00	本1、本3
9日(水)	8:30~11:00	本4、本5	13:00~16:00	新1、新2
10日(木)	8:30~11:00	西成、袋原、吉原	13:00~16:00	小江尾、大万

# 最高齢者 15人を顕彰 高齢者顕彰式



▲拍手で迎えられる野坂さん(前)と中尾さん(後)

一月十五日、土井之内会館で成人式のと、恒例の高齢者顕彰式が行われ、新成人の見守る中、本年新しく五人の顕彰者を加え長寿者へお祝いと記念品を、また家庭へは感状と高齢者介護年手当金が贈られました。なかでも、九十三歳の中尾ちよしさん(俣野)と九十二歳の野坂政雄さん(江尾)の二人が自ら出席し、成人者や来賓からさかんな拍手で迎えられ、祝福を受けました。

受彰者は次のみなさんです。  
(敬称略)

- 高年齢者顕彰(九十二歳)
- 江尾 野坂 政雄
- 柿原 加藤 善市
- 貝田 六浦 げよ
- 杉谷 河上 政子
- 俣野 藤原 きの
- 名譽賞(前年までの受彰者)
- 吉原 清水 りき 98歳
- 御机 川上 かね 98歳

- 一旦 長尾 いそ 97歳
- 大河原 野田 その 96歳
- 江尾 徳岡 たか 96歳
- 宮市 長岡かめよ 95歳
- 洲河崎 小峰かめの 94歳
- 杉谷 川上千代美 94歳
- 大河原 野田とみよ 93歳
- 俣野 中尾ちよし 93歳

## 77人が大人の仲間入り

### 成人式

一月十五日、土井之内会館で成人式が行われ、七十七人の成人者のうち六十五人が出席し、晴れて大人の仲間入りをしました。

式典では、井上町長が「年々歳々花相似 歳々年々人不同——毎年毎年花は同じように咲くが、人の世は年とともに変わり、生まれる者があれば死ぬ者があって、同じ顔ぶれは続かない」と中国の古

語を引用して成人を祝されました。これに対して新成人を代表し、宇田川佳範さん(武庫)が「江府町民としての自覚と誇りを深く肝に銘じ、少しでも役立つ社会人となることを誓います」と誓いの言葉を述べ、新成人としての決意を新たにしました。

## 守りへの決意新たに 町消防出初め式

新春の一月六日、恒例の町消防出初め式が上之段広場で来賓をはじめ、西部広域消防署員、町消防団員ら六十人が参加して行われました。

制服制帽で身を固め、直立不動の団員は井上町長の閲団を受けた後、本町通りで団員の分列行進、消防車のパレード。また、白住地内で一斉放水し、「守り」への決意を新たにしました。表彰関係は次のとおりです。

- (敬称略)
- 町長表彰(精勤章) 勝見純、小笠原憲義、岡田雄成
- (勤続章) 太田厚
- 鳥取県消防協会会長表彰(勤続章) 芦立喜明、岡本昭一、岡田昭一、岡田憲典
- 西部消防協会会長表彰(功績章) 白石厚志、千藤正
- (勤続章) 岡田昭一



## 20歳から 年金に加入を

満二十歳になると、国民年金に加入できます。若い人は、とかく「老後なんてまだ先の話」と思いがちでしょうが、将来受け取る年金は加入が早ければ早いほど有利なのです。今後、老人の占める割合は増える一方で、老後の生活設計は、若いうちから考えておきましょう。そのためにも、二十歳になったのを機会に「国民年金」に加入しましょう。

国民年金は、農林漁業・商業・サービス業などの自営業者とその家族のための年金制度で、二十歳から五十九歳までの人が加入しなければなりません。あなたは、現在の年金制度に加入していませんか。国民年金に加入して保険料をどこおろりなく納めていけば、万一交通事故で障害者になったり、夫に先立たれて母子家庭になったりしたときには、障害年金や母子年金で生活が保障されることになっていきます。

また、職場が変われば、ほかの年金にも通算され

ありがとうございます

ごございました

一月中寄託分

香典返しとして

本五 村上千代子殿

(夫梅次郎様ご逝去)

宮市 森 文雄殿

(父忠雄様ご逝去)

御机 林 収殿

(父正義様ご逝去)

佐川 己越康喜殿

(父章弘様ご逝去)

洲河崎 佐々木敏明殿

(父一男様ご逝去)

助沢 川上 勲殿

(父虎治様ご逝去)

佐川 前角 優殿

(母敏枝様ご逝去)

内祝として

半の上 橋谷 愛殿(本人様退院)

本二 中川正春殿(男智志様退院)

洲河崎 三好 環殿(長男慎一様退院)

大河原 安田利憲殿(本人様退院)

本二 石原 将殿(本人様退院)

御机 岡 広幸殿(本人様退院)

本三 浜田千代子殿(本人様退院)

本五 原 正明殿(本人様退院)

新一 小笠原憲義殿(本人様退院)

本二 福田敦人殿(本人様退院)

貝田 森田貞道殿(長女有紀様退院)

特別寄付

鳥取市 空場孝彰殿

町報お礼

境港市 福嶋マツ子殿

以上、社会福祉事業にご寄付いただきました。厚く御礼申し上げます。 江府町社会福祉協議会

人の動き (二月届)

お誕生おめでとう

杉谷 川上 洋祐 誠 二男

本一 加藤めぐみ 優 二女

洲河崎 佐々木麻美 孝 長女

荒田 林 日出子 二郎 長女

本一 田口 太洋 洋介 二男

小江尾 篠田 圭介 明人 長男

大河原 龜田 裕介 武志 長男

下蚊屋 筒井奈緒美 厚之 二女

ごめい福を祈ります

宮市 森 忠雄 82歳 文雄宅

佐川 己越章弘 50歳 廣子宅

御机 林 正義 84歳 収宅

佐川 前角敏枝 70歳 優宅

助沢 川上虎治 84歳 勲宅

善意銀行受払報告

1.十二月末累計額

二百三十四万四千四百七十円

2 一月中寄付額

二十九万九千円

内 訳

香典返し 十二万五千円

快気祝 十六万五千円

その他 九千円

3. 一月末累計額

二百六十四万四千七百七十円



人口と世帯 (12月31日現在)

総人口	5,090人
男	2,462人
女	2,628人
世帯数	1,330世帯

共同募金おわる

昨年より二万六千円増

十月からはじまった赤い羽根共同募金と十二月からはじまった歳末たすけ合い募金も、各部落区長、母子会員、各事業所の奉仕者、町民のみなさんのご理解を頂き総額一四二万一〇一円の心温まる善意のお金が集まりました。

これは、町民生委員協議会の審議を経て、町内の該当世帯と本町出身で福祉施設入所の皆さんにそれぞれお贈りしました。

直接奉仕下さった方々、ご協賛いただいた全町の皆さまに心から厚くお礼を申し上げます。

● 赤い羽根募金

七十七万六〇一円(目標額に対して二六・三%の増)

● 歳末たすけ合い募金

六四万九、五〇〇円

# ふるさと地名考⑤

## 字の部

塩滝(しおたき) 江尾・俣野

「稲羽の素兔」に、皮を剥がれた兔に対し八十神が「海水を浴び、高い山のいただきに上り、風に吹かれて伏せておれ」と教える語句がある。日本には、古くは海水を浴びることにより身の穢れを洗いきよめる風習があったという。

したがって、祭事に塩が使われるのも、本来は海水であるべきものの代用である。公簿上にはないが、町内に塩滝という呼び名の場所はこの外にも多くあり滝の水を海水の代用としてきよめに使ったことからその名が生まれたものであろう。

免めん 御机 堂免、小江尾 六良免、俣野 坊主免、宮市 免免

「免」は、ユルス、ユルメル、ユルクスの意味で、江戸時代租税を免除・減額された田圃を免田といった。御机・俣野・佐川は寺の祀堂料、宮市は若一権現の燈明料としての免租地であったのである。小江尾の六良免は、旧江尾中学校両側の水田にあり、木地

師の開発による新田であったのであろうか。

白住(しろずみ) 久連

溝口町に白水というところがある。白水は「白波たてて流れている川」の意という。白住の「白」も、白波たてて流れる日野川をさし、「住」は「隅」、すなわち、角・側などの転訛したものと考えると、日野川辺にある「白住」の位置と一致する。

御崎前(みさきのまへ) 久連・美用

出雲の日御崎などから「御崎」は海へ突き出した突端を考えやすい。しかし、語源は「山、又、陸、前へ突き出タルトコロ」をいい、海岸だけの地名ではない。「御崎前」も舌状山地の山麓にある水田であることからこの名が生れたものと思われ、地形に因んで日御崎さんを分祀してもいい。

浜(はま) 武庫・俣野

「浜」は、本来の意味は、ガケ、土手、堤、急斜面になっている岸をいう。また、「子」は古語にいう小さきもので、規模をさしたものであろう。俣野では池ノ内バイパス入口の武庫寄り、武庫は一旦の碎石場下附近の日野川岸で、いずれも附近に高い崖が存在する。(江府町史から)

# 人の動き

(12月届)

## お誕生おめでとう

- 美用 井口皓介 和明 三男
- 柿原 清水悦博 昭広 二男

## ごめい福を祈ります

- 宮市原 大澤 薫雄79歳 公人宅
- 武庫 宇田川敏光41歳 繁壽宅
- 新道 藤原 こめ85歳 浩子宅
- 日の詰 藤 榮次郎83歳 邦雄宅
- 新二 徳岡 榮壽87歳 久義宅
- 本五 村上梅次郎78歳 千代子宅
- 洲河崎 佐々木一男52歳 恩子宅

## ご結婚を祝します

- 青木 誠 米子市祇園町 三上 美恵 宮市から
- 岩崎 成明 島根県安来市
- 長岡 千秋 御机から
- 安達 功 日野町根雨
- 宇田川仁美 武庫から
- 三宅 伸二 兵庫県朝来郡
- 砂口 美鈴 江尾から
- 下原 隆行 俣野
- 竹内 泰恵 横浜市緑区から
- 小林 志宜 日野町上菅
- 山本 博子 吉原から
- 幸形 亨 西伯郡岸本町
- 仲田 香 御机から

## ありがとう

## ごさいました

- 野田 司 大河原
- 須山 美香 島根県八束郡から
- 三好 晋也 洲河崎
- 島川 静佳 日南町中石見から
- 川端 孝則 江尾
- 岡崎 悟子 八頭郡郡家町から
- 花井 宜巳 島根県八束郡
- 影山 美保 洲河崎から
- 新田雄二郎 広島県呉市
- 加藤 敦子 助澤から
- 永成 慶治 愛媛県大洲市
- 野坂 人美 吉原から
- 宮本 哲平 俣野
- 山近 邦子 埼玉県上尾市から
- 加納 一馬 米子市泉
- 田中 郁子 柿原から

## 十二月中寄託分

## 香典返しとして

- 武庫 宇田川順子殿 (夫敏光様ご逝去)
- 日の詰 藤 邦雄殿 (父榮次郎様ご逝去)
- 富市原 大澤公人殿 (父薫雄様ご逝去)
- 新二 徳岡久義殿 (父榮壽様ご逝去)

## 内祝として

- 新二 吉川照子殿(ご本人様退院)
- 本二 手島 祐殿(ご本人様退院)
- 少尾 長尾冬生殿(ご本人様退院)
- 柿原 田中耕祐殿(長男和也様退院)
- 池内 加藤寛治殿(2男和志様退院)
- 尾原 中尾すみゑ殿(ご本人様退院)
- 本五 村上つね殿(ご本人様退院)
- 御机 山崎勝人殿(長女喜香様退院)
- 少尾 長尾利彦殿(ご本人様退院)
- 新一 西田定則殿(ご本人様退院)
- 御机 加藤 厚殿(長男明様退院)

## 特別寄付

- 久連 高野 満殿
- うす、きね

以上、社会福祉事業にご寄付いただきました。厚く御礼申し上げます。江府町社会福祉協議会

## 善意銀行受払報告

- 1.十一月末累計額 二百二十三万九千七百二十円
- 2.十二月中寄付額 二十二万五千円
- 内訳
  - 香典返し 五万五千円
  - 快気祝 十七万円
  - 3.支出額
  - 需用費 一万三千二百五十円
  - 4.十二月末累計額 二百三十四万四千四百七十円